

## 堺市感染症予防計画策定懇話会開催要綱

令和5年8月14日制定

## 1 目 的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の規定に基づき本市において予防計画を定めるに当たり有識者等から意見を聴取するため、堺市感染症予防計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## 2 意見を聴取する事項

市における感染症予防計画の策定に関する事項

## 3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する5人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 医療関係団体から選出された者
- (2) 感染症指定医療機関から選出された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

## 4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

## 5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

## 7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## 8 開催期間

令和5年9月15日から令和6年3月31日までの間とする。

## 9 庶 務

懇話会の庶務は、健康医療政策課において行う。